

令和2年度第1回長野県契約審議会 資料説明文目次

資料1	取組方針の変更（案）	・・・（P1）
資料2	令和元・2年度入札参加資格の付与期間の延長	・・・（P4）
資料3	建設工事の総合評価落札方式における加点項目の新設	・・・（P6）
資料4	会計局調査（公正入札調査委員会）の結果	・・・（P8）
資料5	長野県契約審議会第2期の審議実績	・・・（P9）

○資料1 取組方針の変更(案)について

平成29年の取組方針の変更から3年が経過し、この間に契約審議会で審議いただいた事項や報告させていただいた事項など様々な取組の進捗が図られました。

そこで、現段階における進捗状況を反映させるため、取組方針の変更を行います。

今回変更する内容は

- ・建設工事等における低入札価格調査の実施を反映させる
- ・入札方式の統合を反映させる
- ・「○今後、検討を進める取組」から「□既に実施している取組」となった項目を反映させる
- ・入札参加資格の新客観点数の見直しによる変更 となります。

資料1-2の対比表の右側の変更案の欄が今回変更したい取組内容となります。

また、網掛け欄のアンダーラインの部分が変更箇所となります。

変更する取組方針の具体的な内容は下記のとおりです。

取組番号16

変更点 「調査基準価格」を追加

(平成29年度第4回契約審議会審議事項)

建設工事等において、総合評価落札方式を含む受注希望型競争入札では失格基準価格と調査基準価格を同額としていましたが、平成30年4月から総合評価落札方式では失格基準価格を調査基準価格より2.5%低い価格で設定しています。

また、建設工事等に係る委託においても、平成31年4月から同様の内容でそれぞれ価格を設定しています。

これらの改正により、調査基準価格と失格基準価格はそれぞれ算出することになりました。

このため、調査基準価格も失格基準価格と同様に明記します。

取組番号 17

変更点 全文を削除

(平成 29 年度第 4 回契約審議会審議事項)

建設工事等において、予定価格の 90%未満の入札額で入札した契約者に対して契約後確認調査を実施していましたが、この契約後確認調査を廃止して平成 30 年 4 月から低入札価格調査を実施しているため全文を削除します。

取組番号 47

変更点 全文を削除

(令和元年度第 3 回契約審議会審議事項)

令和 2 年 4 月に建設工事において、参加希望型競争入札制度を受注希望型競争入札制度に統合したため全文を削除します。

取組番号 62

変更点 実施状況の変更

(令和元年度第 1 回契約審議会審議事項)

令和元年 8 月からの建設工事における総合評価落札方式(地域貢献等簡易型)の試行開始により、事業者の「地域精通度」を評価する総合評価落札方式の実施が達成できたことから実施状況を「○今後、検討を進める取組」から「□既に実施している取組」に変更します。

取組番号 76

変更点 実施状況の変更

(令和元年度第 2 回契約審議会報告事項)

庁舎等の清掃、警備業務において、施設の性質上統一積算基準を適用できない 2 つの施設を除く全施設で最低制限価格制度又は低入札価格調査制度を実施していることから実施状況を「○今後、検討を進める取組」から「□既に実施している取組」に変更します。

また、末尾の(一部実施済み)を削除します。

取組番号 87

変更点 全文を削除

(平成 30 年度第 1 回契約審議会審議事項)

平成 30 年度から、原則として全ての事業主の方を特別徴収義務者として指定し個人住民税の特別徴収を徹底することになりました。これを受けて、令和元・2 年度建設工事等、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」の入札参加資格申請における新客観点数の見直しにより、加点項目の「個人住民税特別徴収」を廃止したことから全文を削除します。

以上が今回の進捗状況を反映した取組方針の変更となります。今回の取組方針の変更については、内容をご確認いただき、8 月には公表したいと考えています。

○資料2 令和元・2年度入札参加資格の付与期間の延長

製造の請負、物件の買入れその他の契約（以下「製造の請負等3契約」）、建設工事等、森林整備業務に係る3つの入札参加資格は、1回ごとの資格付与期間を通常は2年間としています。現行の資格は通常の場合であれば今年度で満了しますが、現在の新型コロナウイルスの感染拡大等の社会情勢を踏まえ、資格付与期間を1年延長したく、ご説明します。

3つの参加資格それぞれの制度や内容の詳細については、参考として資料2-2、資料2-3、資料2-4を添付しておりますので、必要に応じご覧ください。

「2 実施内容」をご覧ください。

現行の資格付与期間は、製造の請負等3契約は平成31年4月1日から令和3年3月31日までですが、これを1年間延長し、終期を令和4年3月31日とします。

建設工事等及び森林整備業務は、令和元年5月1日から令和3年4月30日までですが、同様に1年延長し終期を令和4年4月30日とします。製造の請負等3契約と建設工事等及び森林整備業務は、期間の設定が1か月ずれています。

「3 延長が必要な理由」をご覧ください。

1点目は、新型コロナウイルス感染拡大による直接的な影響です。3つの資格を申請する事業者は、県内の事業者が中心となりますが、それだけにとどまらず、首都圏を中心に全国各地に亘ります。

申請事務は、事業者に対し、登記事項証明書、納税証明書や申請内容の証拠書類といった添付書類を収集し整える等、一定の事務負担を発生させるものであり、またそれに伴う多くの社会的な活動を発生させるものです。

緊急事態宣言が解除されたとはいえ、多くの事業者が経営に甚大な影響を蒙り、また感染拡大の第2波の懸念など予断を許さない現状において、そのような状況を招来する申請受付を実施することは、適切ではないと考えられます。

2点目は、契約審議会における次回の資格付与に向けた制度改正の検討についてです。今回の契約審議会は書面審議となりましたが、次回以降を通常の形態で開催できるか、現時点では不明です。

制度改正の検討に際しては、契約審議会において十分な議論を尽くしていただくことが当然に必要となりますが、今回のようなイレギュラーな開催形態では審議に通常より多くの時間を要すると考えられ、またそのような開催形態の下で審議に諮るべきか、ということ自体も検討の余地があります。

結果として、通常のスケジュールに基づく資格付与を想定した場合、制度改正に向けた審議を終えることができないため、現行の資格を延長せざるを得ないと考えられます。

また、建設工事の資格については、「建設キャリアアップシステム」に関わる理由もあり

ます。現在、「建設キャリアアップシステム」を新客観点数の項目として追加することを検討していますが、このシステムは、平成31年4月から運用が開始しており、事業者からの申請に基づき、事業者登録、技能労働者登録がされております。

登録事務は、一般財団法人建設業振興基金で行っておりますが、今回の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、登録事務作業に大幅な遅延が生じているところです。

このため、今年度に加点項目として採用した資格付与を行うと、事業者間に不公平が生じることとなり、実施時期を先送りした方が望ましいと言えます。

なお延長に当たっては、3つの資格を一律に延長することを予定しています。

各資格においては、県の施策に積極的に取り組む事業者を評価することにより、施策の一層の推進を図っています。取り組みを適時・適切に評価に反映させ、かつ事業者間に不公平を生じさせないためには、3つの資格の付与期間は同一であることが望ましいためです。

また、各資格を重複して申請する事業者が一定数存在するため、事業者の事務負担の軽減という観点からも、同様のことが言えます。

「4 現行と変更後のスケジュール」をご覧ください。

今回の審議事項が承認された場合の、次回申請に向けた想定スケジュールです。資格の付与の時期が1年先となるため、それに向けた制度改正等を契約審議会にお諮りする時期も1年先となる予定です。

「5 延長に伴う対応」をご覧ください。

延長に伴う事業者への対応として、希望する事業者への再審査を行います。

再審査は、現行の資格制度内容に基づき事業者からの申請を受け付け、事業者の直近の経営状況等に基づき、改めて等級区分等をし直すものです。建設工事等に係る資格では、通常の場合でも、2年の資格付与期間のうち1年経過時点で、希望する事業者に対する再審査を「中間審査」として行っています。

事業者の経営状況等によっては、通常のスケジュールに基づき今年度一杯で資格を更新した場合、現行の資格より等級区分が上位になることが見込まれる場合があります。

そのような事業者にとっては、今回資格付与期間を延長することとなった場合は不利益をもたらすとも言えるため、これを回避する機会として再審査を実施するものです。

○資料3 建設工事の総合評価落札方式における加点項目の新設(週休2日・ICT活用工事)

長野県では、建設現場の働き方改革を推進する観点から「週休2日工事」に取り組むとともに、建設産業の生産性向上や魅力の創出による担い手確保を目的に「ICT技術の活用」を推進しているところでございます。

これらの取組の更なる推進を図るため、総合評価落札方式において加点評価いたします。

「1 評価内容」でございます。枠内をご覧ください。

総合評価落札方式の工事成績等簡易型の全ての建設工事において、「週休2日工事」、「ICT活用工事」の実績を有する企業、技術者をそれぞれ加点評価いたします。

加点対象は、公告日時点で履行実績証明の発行日から1年以内の実績を有する企業、または、2年以内の実績を有する技術者で、次のとおり加点評価いたします。

まず、(1) 週休2日工事でございます。

週休2日工事のうち、4週8休以上を達成した履行実績を有する企業の実績及び技術者の配置について、「建設マネジメント」、「技術者要件」においてそれぞれ評価いたします。評価点はそれぞれ0.25点です。

ただし、災害等の緊急を要する工事は加点項目に設定いたしません。

次に、(2) ICT活用工事でございます。

ICT活用工事の履行実績を有する企業の実績、技術者の配置について「建設マネジメント」、「技術者要件」において評価いたします。評価点は週休2日工事と同様にそれぞれ0.25点となります。

なお、現状、ICTを活用する工種が限定的で実績を有する企業が見込めないことから、建築工事における加点は今回見送ることとしております。

評価点は、前回ご審議いただきました建設キャリアアップの活用や若手技術者配置などの「申請」に対する加点は0.25点を基本としております。今回は「実績」に対する評価であることから、各取組に対する実績を評価することとし、企業と技術者の合計0.50点の2倍の評価点を配分することといたしました。

なお、枠内最下段に記載しておりますが、

※1 としまして、令和2年度はICT活用工事の加点評価は予定価格8,000万円以上の建設工事を対象といたします。実施状況に応じて順次適用の拡大を検討して参ります。

また、※3としまして、令和3年度までの間は、企業の実績も技術者と同様に発行日から2年間を有効期間として取り扱うことといたします。これは年度途中の運用開始となることによる限定的な措置でございます。

実績を評価することにつきましては、今年度の運用開始に向けて、昨年6月から7月に開催しました受注者説明会などご案内しております。3月末までに加点対象となる実績は週休2日工事で269件、173社を、ICT活用工事で31件、30社を確認しております。

この運用によりまして、これら取組のさらなる拡大が見込まれるものと考えておりますが、引き続き実施状況等を確認し、見直し等も検討して参ります。

「2 実施時期」でございます。

令和2年9月の公告案件から適用いたします。

○資料4 会計局調査（公正入札調査委員会）の結果

昨年度及び今年度の談合情報に対する会計局調査の結果を報告します。

当該調査は平成29年以降ありませんので、制度の経緯、変遷も含めて説明します。

1 談合情報に関する対応

資料に記載のとおり

2 会計局調査（公正入札調査委員会）について

談合情報を得た発注機関は、要領に基づき、その談合情報について発注機関による調査を行います。その調査により、更に会計局調査が必要と判断された場合には、会計局長に対して会計局調査の要請を行います。

それを受け、会計局（契約・検査課）においては必要な調査を行い、その結果について「公正入札調査委員会」で審議をします。

審議された結果を受け、入札談合を疑うに足る事実を確認した場合は、捜査機関や県人事所管課に通報します。

公正入札調査委員会は、委員長が会計局長、メンバーとしましては当該発注機関の長、当該発注機関の担当する会計センターの所長等で構成されています。

3 令和元年度・2年度における会計局調査（公正入札委員会）の結果について

当該調査は、令和元年度に松本建設事務所の案件で1件、令和2年度はこれまでに佐久建設事務所の案件1件ありました。

建設業の業種は、2件とも土木一式工事です。

調査は、調査概要の欄に記載の「当該入札書類、過去の同種工事の入札結果との比較分析、入札参加者への聞き取り調査」等について実施しました。

この調査結果について、令和2年2月28日並びに令和2年4月27日に会計局長が公正入札委員会を招集し、審議した結果、両案件とも、「入札談合を疑うに足る事実を確認できなかった。」という結論となりました。

○資料5 長野県契約審議会第2期の審議実績

当審議会は、平成26年の発足後、委員改選を1回経まして、現在の委員の皆様は、平成29年9月1日から令和2年8月31日までを任期とする第2期となります。

まもなく第2期3年間の任期を終えるに当たりまして、第2期でご審議いただきました実績をご紹介します。

まず、「1 開催回数」ですが、第2期として初めての審議会を平成29年9月12日に開催し、本日の審議会に至るまで12回開催いたしました。その間、本日の審議会を含む審議事項21件、報告事項50件について皆様からご意見を賜りました。

また、説明請求審査部会は、現時点において2回開催し、審議しております。

なお、現在再説明請求に係る諮問を3件受けており、今後第2期終了までに説明請求審査部会の開催を3回予定しております。

続いて、「2 『長野県の契約に関する取組方針』の進捗状況」につきまして、取組項目ですが、第1期終了時、第2期終了時ともに91項目となります。これに関し、資料1における取組方針変更後も、経過を残すことを理由して、削除した項目もカウントするよう運用しているため、数値は変わりません。

取組方針に掲げられた取組のうち、第1期終了時では、既の実施されている取組が71項目、今後検討を進める取組が20項目であったものが、資料1における取組方針変更後、第2期終了時には、既の実施されている取組が73項目、今後検討を進める取組が18項目となります。この18項目の内容は資料5-2に一覧としてまとめました。

この一覧のうち、未着手となっている取組番号52、61の2項目を除く、16項目については既に試行により着手済となっております。

最後に、「3 審議事項の主な内容」としましては、ご覧の項目が挙げられます。

委員の皆様には熱心にご審議いただき、非常に多岐にわたり適切なお意見をいただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

長野県の契約に関する条例に基づく取組につきましては、「長野県の契約に関する取組方針」に基づき、今後も引き続き進めてまいります。